

[第4版]

まちづくり協議会活動支援
交付金 活用の手引き

令和5年9月

守谷市

*** 目 次 ***

第1章 まちづくり協議会活動支援交付金の概要	．．．	1
1. まちづくり協議会活動支援交付金とは	．．．	1
2. 既存の助成金や補助金等との関係	．．．	1
3. まちづくり協議会活動支援交付金の概要	．．．	1
第2章 申請等の手続き	．．．	3
1. 交付金の交付申請	．．．	3
2. 交付金申請事項の変更等	．．．	6
3. 交付金の概算払	．．．	8
第3章 対象経費の考え方	．．．	9
1. 基本的な考え	．．．	9
2. 具体的な対象経費	．．．	10
第4章 実績報告等の手続き	．．．	12
第5章 特定活動実施に伴う積立金	．．．	16
1. 特定活動とは	．．．	16
2. 手続き等	．．．	16
3. 特定活動の実施報告・積立金の精算	．．．	18
第6章 交付金の交付申請から完了までの流れ	．．．	21
第7章 問答集【更新】	．．．	31

1. まちづくり協議会活動支援交付金とは

市は、「まちづくり協議会活動支援交付金制度」により「まちづくり協議会」に対して財政支援を実施します。

交付金を交付するに当たって、守谷市まちづくり協議会活動支援交付金交付要綱を策定しています。

2. 既存の助成金や補助金等との関係

市は、自治会・町内会や団体等の活動に対し助成金や補助金等により支援しています。

市内全域において、「まちづくり協議会」が求心力を高め、自治会・町内会をはじめ団体等が「まちづくり協議会」の組織又は活動に参画していただくことが必要だと考えています。そうすることで、各地区の自治会・町内会や団体等が実施していた活動も「まちづくり協議会」として、より広い範囲で実施することができ、より多くの方を取り込み、より効果を高めることができる活動となることが期待できます。その際には、既存の助成金や補助金等を活用するのではなく、「まちづくり協議会活動支援交付金」を活用していただきたいと思います。

しかしながら、自治会・町内会の活動や各団体の活動すべてが、必ずしも「まちづくり協議会」の活動となることはないため、地域福祉活動助成金・地区敬老行事助成金を除き、既存の助成金や補助金等は継続することになります。

3. まちづくり協議会活動支援交付金の概要

(1) 交付対象団体

交付対象団体は、守谷市協働のまちづくり推進条例第11条第1項の規定により、認定されたまちづくり協議会です。

(2) 交付金の交付対象となる活動

- 「まちづくり協議会」が行う活動
- 「まちづくり協議会」の運営に係る活動

(3) 交付金の額

交付金の額は、実支出額又は市長が別に定める均等割額及び人口割額を合算した額のいずれか少ない額となります。

まちづくり協議会活動支援交付金の算出根拠（「まちづくり協議会」が活用）

	均等割額	人口割額	
			地区敬老行事費用
まちづくり協議会活動 支援交付金	1,000,000 円	100 円×地区人口	地区内 75 歳以上の 人口から算出

- ※ 交付金には、地区敬老行事開催経費相当分の額も含まれているため、地区敬老行事又は地区敬老行事を含む多世代交流行事を実施してください
- ※ 当初から、地区敬老行事又は地区敬老行事を含む多世代交流行事を実施しない計画の場合は、地区敬老行事開催経費を除いた額を上限額とします

第2章

申請等の手続き

1. 交付金の交付申請

交付金の交付を受けるには、交付申請書等を提出していただくことになります。

[提出書類]

- ① 交付金交付申請書（様式第1号）
- ② 交付対象活動計画書（様式第2号）
- ③ 収支予算書（様式第3号）

様式第1号

様式第1号（第7条関係）

守谷市まちづくり協議会活動支援交付金交付申請書

平成31年4月1日

守谷市長宛て

協議会名称 〇〇〇地区まちづくり協議会
代表者氏名 会長 〇〇 〇〇 印
所在地 守谷市〇〇〇111
連絡先 (担当者)

守谷市まちづくり協議会活動支援交付金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

交付金申請額 —■■■■■,■■■■■円

添付書類

- 1 交付対象活動計画書（様式第2号）
- 2 収支予算書（様式第3号）

様式第 2 号

様式第 2 号（第 7 条関係）

交付対象活動計画書

1 協議会名称	〇〇〇地区まちづくり協議会	
2 活動内容（実施時期・支出予定額）	1 助け合い、支え合い活動の推進	■●●千円
	(1) 助け合い制度の構築・実施（通年）	●●●千円
	2 地域交流の推進	■●●千円
	(1) 地区敬老行事事業（11月）	●●●千円
	(2) 地域交流事業（9月・2月）	●●●千円
3 活動の目的及び効果	3 広報活動の推進	■●●千円
	(1) 広報誌の発行（6月・9月・12月）	●●●千円
	4 活動拠点の整備	■●●千円
3 活動の目的及び効果	1 助け合い、支え合い活動の推進 [目的・効果] 市民誰もが、住み慣れた地域で生活し続けることができるように、地域の市民や団体が、共に支え合い、助け合う制度を構築し、実施します。地域の市民が、助け合い、支え合う活動に積極的に取り組むことで、地域の市民が不自由なく安心して生活できます。	
	2 地域交流の推進 [目的・効果] 地域交流を推進することで、多世代が集う場を創出するとともに、地域を活性化させることができます。	
	3 広報活動の推進 [目的・効果] 地域の広報誌を発行することで、情報発信するとともに、まちづくりに関心を持っていただくことができます。	
	4 活動拠点の整備 [目的・効果] 事務所である活動拠点に必要な備品等を整備することで、より充実した活動につなげることができます。	
4 備考		

✓ 様式第 2 号の「2 活動内容（実施時期・支出予定額）」欄

現時点において、どのような活動を実施するか、また、実施時期・予定額も記載ください。

✓ 様式第 2 号の「3 活動の目的及び効果」欄

各活動を実施する目的、実施することで期待する効果を記載ください。

様式第3号

様式第3号（第7条関係）

収支予算書

協議会名称 〇〇〇地区まちづくり協議会

収入		(単位：円)
区分	収入予算額	積算内訳
交付金	■, ■■■, ■■■	
合計	■, ■■■, ■■■	

支出			(単位：円)
区分	支出予算額	交付金 充当額	積算内訳
報償費	■■, ■■■	■■■, ■■■	地区敬老行事講師謝礼 ■■■, ■■■円
需用費	■■■, ■■■	■■■, ■■■	会議等お茶代 ■■■, ■■■円
			地区敬老行事食糧費 ■■■, ■■■円
			チラシ印刷代 ■■■, ■■■円
			広報誌印刷代 ■■■, ■■■円
備品購入費	■■■, ■■■	■■■, ■■■	事務机・椅子 ■■■, ■■■円
			戸棚 ■, ■■■円
			ノートパソコン ■■■, ■■■円
合計	■, ■■■, ■■■	■, ■■■, ■■■	

✓ 様式第3号の「収入」欄

交付金以外に、収入の予定があれば記載ください。

✓ 様式第3号の「支出」欄

現時点において、予定している支出を記載ください。内訳は、極力詳細を記載ください。内訳について、現時点では詳細を記載できない場合は、決まり次第、御相談ください。交付金の交付対象とならない場合がありますので御留意ください。

また、欄内に書ききれない場合や複雑すぎてまとめることが難しい場合も御相談ください。

2. 交付金申請事項の変更等

交付金の交付決定後に、申請の内容等を変更、又は中止しようとする場合は、変更等申請書を提出していただきます。変更が軽微な変更である場合は、変更等申請書を提出していただく必要はありません。

ただし、変更内容が交付金の交付対象とならない場合もありますので、事前に御相談ください。

様式第5号（第9条関係）

守谷市まちづくり協議会活動支援交付金変更等申請書

2019年9月1日

守谷市長宛て

協議会名称 〇〇〇地区まちづくり協議会
代表者氏名 会長 〇〇 〇〇 印
所 在 地 守谷市〇〇〇111
連 絡 先 （担当者）

平成31年4月1日付で交付決定のあった守谷市まちづくり協議会活動支援交付金について、下記のとおり交付対象活動計画（収支予算）を変更（中止）したいので申請します。

記

交付決定額	■, ■■■, ■■■円
変更（中止）後の交付申請額	■, ■■■, ■■■円
変更（中止）の内容	〇〇〇事業の中止
変更（中止）の理由	当初、予定した〇〇〇事業については、本年度は、検討とし、次年度に実施することとなったため、交付申請額を減額します。

[軽微な変更等とは]

交付金の増額ではない変更であって、下記を想定しています。

- ✓ 予定していない活動を実施するものではないこと（実施方法の変更等は軽微な変更とみなします）
- ✓ 交付金額の20%以内の減額
- ✓ Aの活動からBの活動に費用を流用する場合であって、交付金の20%以内である場合

3. 交付金の概算払

交付決定を受けた「まちづくり協議会」に対し、活動に必要な交付金を交付決定額の範囲内において、概算払により交付金を交付します。

概算払により交付金の交付を受けようとする場合は、概算払請求書を提出していただきます。

様式第11号（第12条関係）

守谷市まちづくり協議会活動支援交付金概算払請求書

平成31年4月10日

守谷市長宛て

協議会名称 〇〇〇地区まちづくり協議会
代表者氏名 会長 〇〇 〇〇 印
所 在 地 守谷市〇〇〇111
連 絡 先 （担当者）

下記のとおり、守谷市まちづくり協議会活動支援交付金の概算払いの交付を請求します。

記

交付決定額	■, ■■■, ■■■円	
概算払交付請求額	■, ■■■, ■■■円	
概算払交付申請理由	本協議会の活動を促進するため。	
振込先	金融機関	〇〇〇銀行
	預金種類	当座 ・ 普通
	口座番号	1 2 3 4 5
	ふりがな	〇〇〇ちくまちづくりきょうぎかいちよう 〇〇 〇〇
	口座名義	〇〇〇地区まちづくり協議会 会長 〇〇 〇〇

第3章 交付金対象経費の考え方

交付金の対象活動は、「まちづくり協議会が行う活動」及び「まちづくり協議会の運営に係る活動」であり、交付金の対象経費は、下表の経費となります。

対象経費	主な使途内容
報償費	講師等に係る謝礼等
需用費	活動等に係る消耗品代、会議におけるお茶代、チラシやポスターの印刷代、機械の燃料代、備品・器具等の修理代 ※ 1日の作業時間が概ね2時間以上となる作業（会議は除く）がある場合には、作業当日の参加人数に <u>350円</u> を乗じた額について、当日の食糧費（お茶等）への充当を認める ※ 地区敬老行事を開催する場合には食糧費（アルコール類を除く飲料及び弁当等）も対象とする
役務費	郵便料等の通信運搬費、イベント開催に係る保険料等
委託料	専門事業者や団体への業務委託、機械の保守点検等
使用料及び賃借料	事務機器や物品等のリース料
備品購入費	事務機器や活動に必要な器具の購入費等 ※ 備品は耐用年数等を考慮し購入すること ※ 備品台帳を備え付けること
原材料費	活動に必要な材料費
その他の経費	上記経費区分以外で、市長が特に必要と認める経費

1. 基本的な考え

「まちづくり協議会活動支援交付金」は、基本的には人件費、食糧費（会議時のお茶代、地区敬老行事開催時の食糧費は除く）は対象としません。

しかし、1日の作業時間が概ね2時間以上となる作業（会議は除く）がある場合には、作業当日の参加人数に350円を乗じた額について当日の食糧費への充当を認めます（令和2年度までは300円）。

この考えを前提として、下記①から⑥については、充当することができます。

① コミュニティ形成事業におけるイベントなどで、参加者に振舞うトン汁やカレー・焼きそば・フランクフルトなどについては、活動費として認めますが、参加者にも負担をしていただき、採算が取れるように努めてください。

しかし、雨天等で食材が無駄になってしまった場合は、交付金の限度額の問題があるため、交付決定額を超えない範囲において参加者1人当たり350円の範囲

内で補てんすることを認めます。ただし、雨天等で食材が不要となった際には、できる限り活動実施者内で食材を購入し合っていただき、それでも食材が残ってしまう場合における損失補てんとなりますので、必ず御相談ください。

- ② 参加者から負担を求めるのが難しい活動（炊き出し訓練等）における食材費は、交付金の対象経費としますが、一事業につき、1人あたりに掛る経費の上限は、350円とします。
- ③ 防災訓練に参集した方へのお茶代は、炊き出し訓練の一環として交付金の対象と認めます（ただし、炊き出し訓練食材費も含め1人あたりに掛る経費の上限は、350円となります）。
※この場合においては、守谷市協働のまちづくり推進活動助成金交付要綱第2条第1項第2号の防災訓練として助成は受けることができません。
- ④ 行事に欠くことができない物品を構成する食材（あわんとりの竹の先につける餅）と判断される場合は、消耗品として取扱います。
- ⑤ 借り上げ賃料については、近隣に無料で使用できる公民館や集会所等の施設が無い場合に限り、賃料の交付を認めます。
- ⑥ イベント等の参加賞・賞品については、参加人数に350円を乗じた金額を上限とします。

2. 具体的な対象経費

（1）報償費

多世代交流行事、研修、地区敬老行事等において、講師等をお願いした際の謝礼の費用です。

[具体例]

- ①講師謝金 ②出演者謝礼

（2）需用費

「まちづくり協議会」の活動、活動拠点の運営に係る消耗品代、会議等のお茶代、印刷費用等です。

[具体例]

- ①消耗品 ②会議等お茶 ③チラシやポスター印刷 ④機械等の燃料
- ⑤備品・器具等修理
- ⑥1日の作業時間が概ね2時間以上となる作業（会議除く）の食糧費（お茶等）

⑦地区敬老行事の食糧費（アルコール類を除く飲料，弁当等）や記念品

（３）役務費

郵便料等の通信運搬費、イベント開催に係る保険料等です。

[具体例]

①郵便料 ②保険料

（４）委託料

専門事業者や団体への業務委託、機械の保守点検等の費用です。

[具体例]

①業務委託料 ②機械等保守点検費用

（５）使用料及び賃借料

事務機器や物品等のリース料です。

[具体例]

①事務機器・物品等リース ②施設使用料

（６）備品購入費

事務機器や活動に必要な器具の購入費です。この場合において、耐用年数等を考慮し購入してください。また、備品台帳を作成し、「まちづくり協議会」の備品を把握・管理してください。

[具体例]

①備品購入

（７）原材料費

「まちづくり協議会」の活動、活動拠点の運営に必要な材料費です。

[具体例]

①資材購入

「まちづくり協議会」は、交付の対象となる活動終了後、守谷市まちづくり協議会活動支援交付金実績報告書兼交付請求書（様式第7号）に必要書類を添えて提出していただくことになります。

市は、実績報告書兼交付申請書が提出された後に内容を審査した上で、交付金の額を確定し、「まちづくり協議会」に確定通知を送付します。

「まちづくり協議会」は、確定通知に基づき精算を行います。

[提出書類]

- ① 交付金実績報告書兼交付請求書（様式第7号）
- ② 交付対象活動実績書（様式第8号）
- ③ 収支決算書（様式第9号）
- ④ 交付対象経費の支払を証する書類の写し
- ⑤ 積立金がある場合は、積立状況が分かるもの

様式第 7 号

様式第 7 号（第 10 条関係）

守谷市まちづくり協議会活動支援交付金実績報告書兼交付請求書

2020年3月31日

守谷市長宛て

協議会名称	〇〇〇地区まちづくり協議会
代表者氏名	会長 〇〇 〇〇 印
所在地	守谷市〇〇〇111
連絡先	(担当者)

平成31年4月1日付で交付の決定を受けた活動が終了しましたので、関係書類を添えて報告し、守谷市まちづくり協議会活動支援交付金の交付を請求します。

記

交付決定額	■, ■■■, ■■■円
既交付額	■, ■■■, ■■■円
交付請求額	■, ■■■, ■■■円
交付金返還額	■■, ■■■円
完了年月日	2020年3月31日
交付対象活動の効果	別紙のとおり
添付書類	1 交付対象活動実績書（様式第8号） 2 収支決算書（様式第9号） 3 交付対象経費の支払を証する書類の写し 4 積立金がある場合は、積立状況が分かるもの 5 その他市長が必要と認める書類
振込先	金融機関
	預金種類
	口座番号
	ふりがな
	口座名義

様式第 8 号

様式第 8 号（第 10 条関係）

交付対象活動実績書

1 協議会名称	〇〇〇地区まちづくり協議会
2 活動実績（実施時期・支出額）	1 助け合い、支え合い活動の推進 ■■■千円 （1）助け合い制度の構築・実施（通年） ●●千円 2 地域交流の推進 ■■■千円 （1）地区敬老行事事業（11月） ●●千円 （2）地域交流事業（9月・2月） ●●千円 3 広報活動の推進 ■■千円 （1）広報誌の発行（6月・9月・12月） ●●千円 4 活動拠点の整備 ■■■千円 （1）活動拠点の整備（5月～8月） ●●●千円
3 活動の効果	1 助け合い、支え合い活動の推進【詳細は別紙参照】 け合い制度を構築し、10月から実施した。助ける側は10人の方に登録いただき、制度活用者は50人であった。この活動により、地区内において助け合い、支え合いが広がりつつある。 2 地域交流の推進【詳細は別紙参照】 11月に地区敬老行事を開催し、300人の方に参加いただいた。9月、2月には地域交流事業イベントを開催し、400人の方に参加いただいた。これらの活動により、地区内の多世代交流の推進を図ることができた。 3 広報活動の推進【詳細は別紙参照】 広報誌を3回発行し、各活動を発信することで、地区内において情報を共有することができた。 4 活動拠点の整備【詳細は別紙参照】 活動拠点の事務用品等をそろえることで、事務を滞りなく進めることができた。
4 今後の展開	本年度実施した活動を継続するとともに、新たに〇〇〇活動を実施することで、地区の課題として取り上げられている〇〇〇について、解決に向け取り組む。
5 備考	

様式第9号

様式第9号（第10条関係）

収支決算書

協議会名称 〇〇〇地区まちづくり協議会

収入

（単位：円）

区分	収入決算額	決算内訳
交付金	■, ■■■■, ■■■■	
合計		

支出

（単位：円）

区分	支出決算額	交付金 充当額	決算内訳
報償費	■■■, ■■■■	■■■, ■■■■	地区敬老行事講師謝礼 ■■■, ■■■■円
需用費	■■■■, ■■■■	■■■■, ■■■■	会議等お茶代 ■■■, ■■■■円 地区敬老行事食糧費 ■■■, ■■■■円 チラシ印刷代 ■■■, ■■■■円 広報誌印刷代 ■■■, ■■■■円
備品購入費	■■■■, ■■■■	■■■■, ■■■■	事務机・椅子 ■■■, ■■■■円 戸棚 ■, ■■■■円 ノートパソコン ■■■, ■■■■円
合計	■, ■■■■, ■■■■	■, ■■■■, ■■■■	

第5章 特定活動実施に伴う積立金

1. 特定活動とは

交付金の対象となる活動であって、特定の年度に実施する多額の経費を要する活動を特定活動と称します。この特定活動を実施するために交付された交付金の一部を積立てすることができます。

特定活動実施のための積立てをするには、目的を明確にし、内容を具体的に決定していただく必要があります。曖昧な内容では、積立てすることができませんので御留意ください。

[積立金の額等]

一会計年度につき50万を限度とし、複数の特定活動の経費を同時に積み立てることはできません。

2. 手続き等

交付金を積み立てようとする場合は、守谷市まちづくり協議会活動支援交付金特定活動協議書（様式第12号）及び特定活動の内容等が分かる書類を交付金交付申請書と合わせて提出していただきます。

交付金交付申請書を提出した後に、特定活動を実施することになった場合は、交付金交付変更申請書と合わせて、特定活動協議書を提出していただきます。必ず事前に市へ御相談ください。

特定活動のための積立ては、交付金が余るからという理由では認められません。そのため、年度途中での特定活動協議書の提出は、遅くても当該年度の上半期までとします。

[注意事項]

- ✓ 特定活動の内容等が分かる書類とは、具体的な内容や金額が分かるものであり、カタログや見積書を想定しています。
- ✓ 積立金は、他の会計とは別に管理してください。
- ✓ 積立金により生じた利息は、積立金とみなします。
- ✓ 特定活動の内容等を変更する場合は、変更協議書（様式第14号）を提出してください。軽微な変更であると認められるときは、提出の必要はないとしていますが、特定活動の場合、各特定活動によって軽微であるかの判断が異なる可能性がありますので、変更する場合は、市へ御相談ください。
- ✓ 特定活動を中止する場合は、事前に市へ御相談ください。

様式第 1 2 号

様式第 1 2 号 (第 1 3 条関係)

守谷市まちづくり協議会活動支援交付金特定活動協議書

平成 3 1 年 4 月 1 日

守谷市長宛て

協議会名称 〇〇〇地区まちづくり協議会
 代表者氏名 会長 〇〇 〇〇 印
 所 在 地 守谷市〇〇〇 1 1 1
 連 絡 先 (担当者)

下記のとおり、特定活動を実施したいので申請書に添えて協議書を提出します。

記

1 積立金により実施しようとする活動名

〇〇〇購入事業

2 活動の実施年度 2 0 2 3 年度

3 活動の概要

〇〇地区では、・・・が大きな課題となっている。そこで、〇〇〇を購入し、・・・することで、地区の住民の負担を軽減するとともに地区の活性化を図る。

4 想定活動費 1, 5 0 0, 0 0 0 円

5 積立期間・積立計画

積立年度	積立額
2 0 1 9 年度	3 0 0, 0 0 0 円
2 0 2 0 年度	3 0 0, 0 0 0 円
2 0 2 1 年度	3 0 0, 0 0 0 円
2 0 2 2 年度	3 0 0, 0 0 0 円
2 0 2 3 年度	3 0 0, 0 0 0 円
合計	1, 5 0 0, 0 0 0 円

※ 市長が必要と認める書類を添付すること

様式第 1 4 号

様式第 1 4 号（第 1 4 条関係）

守谷市まちづくり協議会活動支援交付金特定活動変更等協議書

2019年10月1日

守谷市長宛て

協議会名称 〇〇〇地区まちづくり協議会
 代表者氏名 会長 〇〇 〇〇 印
 所 在 地 守谷市〇〇〇111
 連 絡 先 （担当者）

平成31年4月1日付で承認を受けた平成31年度特定活動について、下記のとおり変更（中止）したいので、関係書類を添えて変更等協議書を提出します。

記

特定活動名	〇〇〇購入事業
変更（中止）後の積立金額	1,200,000円
変更（中止）の内容	積立金額の変更（減額）
変更（中止）の理由	再度、見積りを取ったところ、当初予定していた額より安価に購入できることになったため。

※ 市長が必要と認める書類を添付すること

3. 特定活動の実施報告・積立金の精算

特定活動終了後、守谷市まちづくり協議会特定活動実施報告書（様式第 1 6 号）に特定活動収支決算書（様式第 1 7 号）、特定活動の額を証する書類の写し等を添えて提出していただきます。

市は、提出していただいた報告書等により精算額を確定し、精算額確定書を通知しますので、その書類に基づき、精算してください。この場合における精算とは、特定活動実施後に余った積立金を市へ返還していただく作業です。返還は、市の指定した口座に余った積立金を振り込んでいただくことになります。

様式第 1 6 号

様式第 1 6 号（第 1 5 条関係）

守谷市まちづくり協議会特定活動実施報告書

2 0 2 4 年 3 月 3 1 日

守谷市長宛て

協議会名称 〇〇〇地区まちづくり協議会
 代表者氏名 会長 〇〇 〇〇 印
 所 在 地 守谷市〇〇〇111
 連 絡 先 (担当者)

下記のとおり、守谷市まちづくり協議会特定活動を実施したので報告します。

記

積立年度及び額	2019 年度 300,000 円 / 2020 年度 300,000 円 2021 年度 300,000 円 / 2022 年度 150,000 円 2023 年度 150,000 円 /
特定活動に要した額	1, 1 5 0, 0 0 0 円
積立金返還額	5 0, 0 0 0 0 円
特定活動名	〇〇〇購入事業
特定活動の概要	〇〇地区では、・・・が大きな課題となっている。そこで、〇〇〇を購入し、・・・することで、地区の住民の負担を軽減するとともに地区の活性化を図る。
特定活動協議書との相違点	相違点なし。
特定活動完了年月日	2 0 2 4 年 3 月 3 1 日
添付書類	1 特定活動収支決算書（様式第 1 7 号） 2 特定活動に要した額を証する書類の写し 3 その他市長が必要と認める書類

様式第 17 号

様式第 17 号（第 15 条関係）

特定活動収支決算書

協議会名称 〇〇〇地区まちづくり協議会

収入

（単位：円）

区分	収入決算額	決算内訳
交付金	1,200,000	1 年目～3 年目 300,000 円積み立て 4 年目・5 年目 150,000 円積み立て
合計	1,200,000	

支出

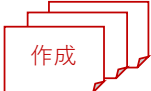
（単位：円）

区分	支出決算額	決算内訳
〇〇〇購入	1,150,000	〇〇〇購入費
交付金返還	50,000	余った積立金の返還
合計	1,200,000	

第6章

交付金の交付申請から完了までの流れ

「まちづくり協議会」は、各部会等の活動を取りまとめ、市へ申請します。

手順	活動実施者 (協議会の部会・支部等)	まちづくり協議会	市 (市民協働推進課)
1	まちづくり協議会に活動計画提出  付表2～付表4	提出	
2		活動計画について協議 活動内容・活動費決定	
3		市に交付金交付申請  様式1号～様式3号  付表1 総括表 付表2～付表4	申請
4			まちづくり協議会に交付金交付 決定通知  様式4号
5	報告	交付決定通知受理後、活動実施者 へ交付決定を伝える。	通知
6	活動開始		
7		市に対し、交付金概算払請求  様式11号	提出
8			指定口座（まちづくり協議会口 座）に交付金振込み
9		活動実施者に交付金配分	振込
10	活動終了		
11	まちづくり協議会に活動実績・収 支報告書を提出  付表6～付表8	提出	
12		市に交付金実績報告書及び精算  様式7号～様式9号  付表5 総括表(実績) 付表6～付表8	提出

まちづくり協議会活動支援交付金 活動総括表

(单位 四)

年 月 日

申請者 住所又は所在地
名称
代表者
電話番号

次のとおり活動を計画しましたので、まちづくり協議会における地区内の活動として協議を申請します。

活動名称	
交付金申請額	円
活動内容	
活動期間	年 月 日～ 年 月 日
添付書類	交付対象活動計画書、活動収支明細書

年度 交付対象活動計画書

活動名

付表4

活動の収支明細書

活動名		
(収 入)	(単位 円)	
科 目	予 算 額	備 考
交付金		
合 計		

(支 出)	(単位 円)		
科 目	予 算 額	交付金充当額	内 訳
合 計			

※ 食糧費は、内容がわかる資料を添付してください。

付表5

まちづくり協議会活動支援交付金 活動総括表（実績報告）

(単位 円)					
活動名称	活動実施者	活動費（当初）	交付金	活動費実績	交付金精算
合 計					

付表 6

平成 年 月 日

まちづくり協議会 様

申請者 住所又は所在地
名称
代表者
電話番号

印

年度 地区内活動実績報告書

次のとおり活動が終了しましたので、報告します。

活動の名称	
交付金申請額	円
交付金精算額	円
活動期間	年 月 日～ 年 月 日
添付書類	交付金対象活動報告書、活動の収支報告書

付表 7

年度 交付金対象活動報告書

活動名

月 別	取 組 内 容	場 所	説 明

付表 8

活動の収支報告書

活動名

(収 入) (単位 円)

科 目	予 算 額	決 算 額	備 考
交付金			
合 計			

(支 出) (単位 円)

科 目	予 算 額	決 算 額	交付金充当額	内 訳
合 計				

※ 食糧費は明細が必要です

✚ 交付金の交付申請から完了までの流れをいくつかのパターンに分けて示します。

✚ ここでは、各部会等（活動実施者）から「まちづくり協議会」へ提出する付表の提出を省略していますが、市へ交付金交付を申請する際には、申請書等に付表を必ず添付してください。

（１）通常の活用

手順	まちづくり協議会	市
1	活動内容・活動費について協議・決定する。	
2	[交付の申請（第7条）] 市に交付金交付を申請する。  様式第1号～3号	
3		[交付の決定（第8条）] 交付金交付決定を通知する。  様式第4号
4	[交付金の概算払（第12条）] 交付金の概算払を請求する。  様式第11号	
5		指定口座（まちづくり協議会口座）に交付金を振り込む。
6	活動を実施する。	
7	[実績報告（第10条）] 交付金実績報告書兼交付請求により、報告する。  様式第7号～9号	
8		[交付金の交付（第11条）] 交付金の額を確定し、確定通知書により通知する。  様式第10号
9	確定額に基づき精算する。	

(2) 通常の活用＋変更あり

手順	まちづくり協議会	市
1	活動内容・活動費について協議・決定する。	
2	[交付の申請（第7条）] 市に交付金交付を申請する。 作成 様式第1号～3号	
3		[交付の決定（第8条）] 交付金交付決定を通知する。 決定 様式第4号
4	[交付金の概算払（第12条）] 交付金の概算払を請求する。 作成 様式第11号	
5		指定口座（まちづくり協議会口座）に交付金を振り込む。
6	活動を実施する。	
7	[申請事項の変更等（第9条）] 活動を変更すると決定し、変更を申請する。 作成 様式第5号	
8		[申請事項の変更等（第9条）] 変更決定を通知する。 決定 様式第6号
9	[実績報告（第10条）] 交付金実績報告書兼交付請求により、報告する。 作成 様式第7号～9号	
10		[交付金の交付（第11条）] 交付金の額を確定し、確定通知書により通知する。 確定 様式第10号
11	確定額に基づき精算する。	

(3) 通常の活動＋交付金の積立あり

手順	まちづくり協議会	市
1	活動内容・活動費について協議・決定する。 特定年度に実施する多額の経費がかかる活動実施を決定する。	
2	[交付の申請（第7条）] 市に交付金交付を申請する。  様式第1号～3号 [交付金の積立（第13条）] 交付金交付申請書に特定活動協議書を添えて提出する。  様式第12号	
3		[交付の決定（第8条）] 交付金交付決定を通知する。  様式第4号 [交付金の積立（第13条）] 特定活動を承認し通知する。  様式第13号
4	[交付金の概算払（第12条）] 交付金の概算払を請求する。  様式第11号	
5		指定口座（まちづくり協議会口座）に交付金を振り込む。
6	活動を実施する。	
7	[申請事項の変更等（第9条）] 活動を変更すると決定し、変更を申請する。  様式第5号	
8		[申請事項の変更等（第9条）] 変更決定を通知する。  様式第6号

9	[実績報告（第10条）] 交付金実績報告書兼交付請求により，報告する。  様式第7号～9号	
10		[交付金の交付（第11条）] 交付金の額を確定し，確定通知書により通知する。  様式第10号
11	確定額に基づき精算する。	
・ ・ ・		
12	特定活動を実施する。	
13	[特定活動の実施報告（第15条）] 特定活動終了後に実施報告書を提出する。  様式第16号～17号	
14		[積立金の精算（第16条）] 精算額を確定し，精算額確定書を通 知する。  様式第18号
15	特定活動について確定額に基づき精算する。	

(4) 通常の活動＋交付金の積立あり（積立変更あり）

手順	まちづくり協議会	市
1	活動内容・活動費について協議・決定する。 特定年度に実施する多額の経費がかかる活動実施を決定する。	
2	[交付の申請（第7条）] 市に交付金交付を申請する。  様式第1号～3号 [交付金の積立（第13条）] 交付金交付申請書に特定活動協議書を添えて提出する。  様式第12号	
3		[交付の決定（第8条）] 交付金交付決定を通知する。  様式第4号 [交付金の積立（第13条）] 特定活動を承認し通知する。  様式第13号
4	[交付金の概算払（第12条）] 交付金の概算払を請求する。  様式第11号	
5		指定口座（まちづくり協議会口座）に交付金を振り込む。
6	活動を実施する。	
7	[申請事項の変更等（第9条）] 活動を変更すると決定し、変更を申請する。  様式第5号	
8		[申請事項の変更等（第9条）] 変更決定を通知する。  様式第6号

9	〔実績報告（第10条）〕 交付金実績報告書兼交付請求により，報告する。  様式第7号～9号	
10		〔交付金の交付（第11条）〕 交付金の額を確定し，確定通知書により通知する。  様式第10号
11	確定額に基づき精算する。	
	・ ・ ・	
12	〔特定活動の変更等（第14条）〕 特定活動の内容を変更すると決定し，変更等協議書を提出する。  様式第14号	
13		〔特定活動の変更等（第14条）〕 特定活動の変更等の可否を決定し，決定通知書を通知する。  様式第16号
14	特定活動を実施する。	
15	〔特定活動の実施報告（第15条）〕 特定活動終了後に実施報告書を提出する。  様式第16号～17号	
16		〔積立金の精算（第16条）〕 精算額を確定し，精算額確定書を通知する。  様式第18号
17	特定活動について確定額に基づき精算する。	

第7章 問答集【更新】

「太字の問答（質問欄に青色着色）」は、第4版における新規事項となりますので、御確認をお願いいたします。

（１）交付金交付申請について

質問１ 交付金の交付申請は、いつまでに行うことになるか。

〔回答１〕

交付金の交付対象となる活動等は、毎年４月１日から翌年３月３１日までに
行われる活動等となります。交付金を活用する活動を開始する前までに申請を
行ってください。

（２）概算払いについて

質問１ 概算払いは、いつ受けることができるか。

〔回答１〕

交付決定後に概算払請求書を提出いただき、支払いとなります。

（３）交付金の使途について

質問１ 範囲内に所在する団体が行う活動（イベント）について、「まちづくり
協議会」の交付金の一部により支援したいが、よろしいか。

〔回答１〕

「まちづくり協議会」として支援すべき団体であり、活動であると判断いた
だければ、交付金の一部により支援していただいても問題ありません。ただし、
他の活動と同様に活動内容等を記載した付表の提出を受け、交付対象活動計画
書（様式第２号）及び収支予算書（様式第３号）に記載ください。

また、団体が行う活動（イベント）に「まちづくり協議会」がかかわってい
ることが明確に確認できるように「共催」又は「後援」という形をとることが
望ましいと考えます。

質問２ 「まちづくり協議会」の交付金の一部により、範囲内に所在するシ
ニアクラブ及びサロンを支援したいが、よろしいか。

〔回答２〕

守谷市まちづくり協議会活動支援交付金は、市の他の補助金等の交付を受け
て行う活動に要する経費は、対象外であることが前提になっております。

シニアクラブについては、市に登録いただくと一定の財政支援を受けること
ができます。そのため、交付金の一部を充てるのではなく、シニアクラブに対
する市の財政支援を受けてください。

サロンについては、市から備品の貸し出し等の支援がありますので、そちらを活用ください。ただし、市からの貸し出し等の支援では足りない重要な備品等の購入、サロンの活動場所の確保に係る経費に交付金を充てることは認めません。

※サロンの活動において備品等を購入する場合は、事前に御相談ください

質問3 活動拠点（事務所）に冷蔵庫や電子レンジ、湯沸かしポットを買い揃えたいが、交付金により購入してよろしいか。

〔回答3〕

活動拠点を運営していく中で、「まちづくり協議会」が必要であると認めるのであれば、購入していただいても良いと考えます。ただし、備品となりますので、備品台帳を作成してください。

質問4 今年度パソコンを購入する予定だが、来年度も購入したいが、いかがか。

〔回答4〕

パソコン等備品の複数の購入については、「まちづくり協議会」の活動に本当に複数必要か検討いただくとともに、耐用年数等も鑑みて購入をしてください。パソコン等備品の複数購入について、認められない場合もありますので、事前に御相談ください。

質問5 報償費は、どこまで認められるか。プロによる芸能やアトラクションを行うための出演料は、認められるか。

〔回答5〕

報償費は、研修会や講演会等における講師への謝礼、市内団体等への謝礼を想定しているものであり、プロによる芸能・アトラクションを行うための高額な出演料は該当しません。

質問6 これまでの地区敬老行事助成金では、参加者一人当たり1,000円が交付されていたが、交付金も同じか。

〔回答6〕

地区敬老行事には、敬老対象者のほか、多世代の方々を対象として、交流を図っていただきたいと考えています。しかしながら、敬老対象者においては、参加したいが参加できないという方もいらっしゃると思いますので、交付金では、参加者のみに限らず、参加できない敬老対象者にも記念品や弁当等を差し上げることも認めます。参加できない敬老対象者への記念品や弁当等の単価は、600円程度（赤飯300円＋紅白饅頭300円）を想定しています。

質問 7 地区敬老行事は、「まちづくり協議会」で実施しなければならないのか。

[回答 7]

交付金は、均等割・人口割・75歳以上人口割（地区敬老行事開催経費）により算出した額を交付します。

交付金には、地区敬老行事開催経費相当分の額も含まれているため、地区敬老行事又は地区敬老行事を含む多世代交流行事を実施してください。

当初から、地区敬老行事又は地区敬老行事を含む多世代交流行事を実施しない計画の場合は、地区敬老行事開催経費を除いた額を上限額とします。

また、「まちづくり協議会」全体ではなく、自治会・町内会等の単位で実施となった場合は、その自治会・町内会等の単位の人口に合わせ、「まちづくり協議会」から支出してください。その場合も御相談いただければ、費用の算出をお手伝いいたします。

質問 8 地区敬老行事を実施したが、地区敬老行事開催経費が余った。この余剰金を他の活動に充ててもよろしいか。

[回答 8]

地区敬老行事を実施した余剰金を地区内において重要な活動経費に流用することは認めます。事前に御相談いただき、必要に応じて守谷市まちづくり協議会活動支援交付金変更等申請書（様式第5号）を提出してください。この場合において、軽微な変更等は提出の必要がない場合もあります（7ページ参照）。

質問 9 地区敬老行事を実施する予定だが、多世代交流も兼ねて実施するため、市から提示された地区敬老行事開催経費の上限額では足りない。地区敬老行事開催経費の上限額以上に交付金を充ててもよろしいか。

[回答 9]

地区敬老行事開催経費の上限額以上に交付金を充てることは問題ありません。年度途中で地区敬老行事開催経費の上限額以上に交付金を充てると変更した場合であって、軽微な変更等に該当しない場合（7ページ参照）は、守谷市まちづくり協議会活動支援交付金変更等申請書（様式第5号）を提出してください。

質問 10 新型コロナウイルス感染拡大防止のために、地区敬老行事を中止にした。しかし、敬老対象者（75歳以上）を敬うために、交付金（地区敬老行事開催経費分）を活用し、記念品を用意し配布したいがよろしいか。

[回答 10]

何らかの外的要因（新型コロナウイルス感染症の拡大等）によりイベント形式による地区敬老行事が開催できない場合については、記念品等を配布することで敬老対象者を敬うことについても、交付金（地区敬老行事開催経費分）を

活用してください。

質問 1 1 交付金を活用して、地区内のすべての自治会・町内会に防災に関する備品を購入したいがよろしいか。

〔回答 1 1〕

「まちづくり協議会」の中で、合意形成が得られれば、自治会・町内会に一律で備品を購入することは問題ありません。また、一律ではなくても、地区内の課題を解決するために、一部の自治会・町内会に備品等を購入することも、「まちづくり協議会」の中で、合意形成が得られれば問題ありません。

質問 1 2 地区内にある自治会・町内会の行事（お祭り）について、自治会・町内会単独の行事とせず、地区内の多くの方に参加いただき（拡大）、地域の活性化に努めたい。そのため、一つの自治会・町内会の行事（お祭り）において、交付金を活用し備品等を購入することはできるか。

〔回答 1 2〕

「まちづくり協議会」の中で、合意形成が得られれば、一つの自治会・町内会に備品等を購入することは問題ありません。

質問 1 3 令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、様々な活動を自粛した。そのため、当初活動に充てる予定であった交付金を備品等の購入に充てたいがよろしいか。

〔回答 1 3〕

交付金は、各地区において、必要なコト、モノに活用いただきたいと考えております。そのため、備品等の購入については、今一度、「本当に地区にとって必要なものであるか」、購入することで「地域の活性化、地域の課題解決、さらには、活動の活発化につながるか」という点を御検討いただいた上で備品等の購入に充ててください。

また、その際は、必要に応じて交付金変更申請の手続きを行ってください。

質問 1 4 「まちづくり協議会」が、会議や活動で借用している自治公民館等の使用料や光熱水費に、交付金を充てたいがよろしいか。

〔回答 1 4〕

自治公民館等の使用料や光熱水費（使用した分に限る）に交付金を充てることは問題ありません。

質問 1 5 翌年度の活動に対する保険を当該年度に加入し、支払いをしてよろしいか。

〔回答 1 5〕

当該年度の保険は、当該年度に加入し、支払いするよう努めてください。

質問 16 交付金を活用し、社会福祉協議会のボランティア保険に加入してよろしいか。

[回答 16]

交付金を活用し、ボランティア保険に加入していただいて問題ありません。

しかしながら、まちづくり協議会の構成員は、様々なお立場でボランティア活動をされており、すでにボランティア保険に加入している場合がありますので、二重加入とならないよう御配慮ください。

質問 17 サロン活動や輪投げ・グラウンドゴルフ等の練習の際のお茶菓子等について、交付金により購入してよろしいか。

[回答 17]

サロン活動や輪投げ・グラウンドゴルフ等の練習の際のお茶菓子等は、交付金ではなく、参加者からの参加費等で賄うようお願いします。

質問 18 守谷市自主防災組織活動育成事業補助金と交付金を合わせて、備品等を購入してよろしいか。

[回答 18]

守谷市まちづくり協議会活動支援交付金交付要綱第4条第2項第1号において、市の他の補助金等の交付を受け、又は受ける見込みのある活動に要する経費は、基本的に交付金の対象外としています。防災活動に関する経費は、これに該当させないこととします。よって、守谷市自主防災組織活動育成事業補助金と交付金を合わせて、備品等を購入することは問題ありません。

質問 19 交付金から慶弔見舞金を支出してよろしいか。

[回答 19]

交付金からの支出を認めますが、まちづくり協議会として慶弔規程等を定め、規程等の基づき支出してください。

質問 20 交付金を振り込みで返還する場合、振込手数料は、交付金から支出してよろしいか。

[回答 20]

交付金返還の際の振込手数料は、交付金を充当することはできません。

質問 21 交付金に預金利子が付いた場合、この預金利子を交付金残額の返還の際に合わせて、返還すべきか。

[回答 21]

預金利子は、交付金ではないため、返還する必要はありません。

質問 2 2 イベントにおいて、参加者全員に金券（商品券やクオカード等）を参加賞としてプレゼントしてよろしいか。また、何らかの事情により敬老イベントが開催できない場合に、敬老対象者に金券（商品券やクオカード等）を記念品として配布してもよろしいか。

[回答 2 2]

交付金を活用して、イベント等の参加者全員に、金銭、金券（商品券やクオカード等）の配布することは認めておりません。

※講師や出演者に対する謝礼として、金銭、金券等のお渡しは認めます。

（４）特定活動・積立金について

質問 1 交付金を上限額まで使っておらず、余ることが予測されるため、積立金としてよろしいか。

[回答 1]

積立金は、特定活動を実施するための制度であるため、余るから積み立てるという行為は、認められません。必ず、事前に特定活動を実施する旨の協議書を当該年度の上半期までに提出してください。また、曖昧な内容で積立てをすることはできません。可能な限り具体的な計画を立てた上で積立てを行ってください。

質問 2 一会計年度に積み立てられる限度額はいくらまでか。何年間まで積み立てが認められるか。複数の特定活動の経費を同時に積み立てることは認められるか。

[回答 2]

一会計年度に積み立てられる限度額は、50万円までです。積み立てることができる年数について定めはありませんが、概ね5年間程度と考えています。複数の特定活動の経費を同時に積み立てることは認められません。

（５）実績報告について

質問 1 実績報告書について、3月31日までに提出することが難しい。

[回答 1]

実績報告書については、4月末を目途として提出してください。遅れる可能性がある場合は、早めに御相談ください。

まちづくり協議会活動支援交付金活用の手引き

[第4版]

発行年月 | 令和5年9月

発行者 | 守谷市（市民協働推進課）